

令和4年度

# 鶴見花月園公園 地域活動応援補助金 募集要項



**【対象事業】** 鶴見花月園公園が、「鶴見区民全体が集い・憩い・活動し、親しむ公園」となることを目的に、鶴見花月園公園の大原っぱで区民や地域団体等が行う活動

**【対象団体】** 主に区民（在住、在勤、在学）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）

**【補助内容】** 補助額最大3万円（補助率10分の9）

**【受付期間】** 令和4年4月1日（金）～

※補助金の申請受付は予算上限に達するまで

**【問合せ】** 鶴見区役所地域力推進担当（5階3番窓口） 鶴見区鶴見中央3-20-1  
☎045-510-1678 ☑ [tr-chiikiryouku@city.yokohama.jp](mailto:tr-chiikiryouku@city.yokohama.jp)

## 1 目的

令和3年11月に開園した鶴見花月園公園が、「鶴見区民全体が集い・憩い・活動し、親しむ公園」となることを目的に、鶴見花月園公園の大原っぱで区民や地域団体等が行う活動を支援するために補助金を交付します。

## 2 補助事業者等

補助金交付の対象となる事業者等は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 3人以上で構成される団体であり、その構成員が主に鶴見区内に在住、在勤又は在学していること。ただし、構成員が家族等の血縁関係のみである場合はこれにはあたらないものとする。
- (2) 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること。
- (3) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

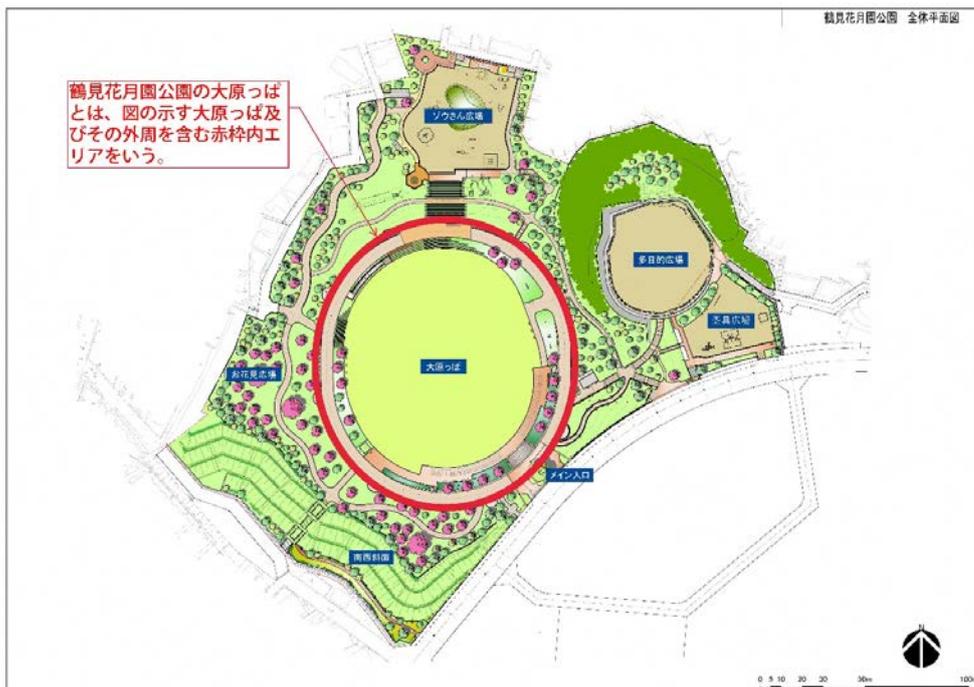
前述の要件に関わらず、次のいずれかに該当する団体は補助対象外とします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体
- (2) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者があるもの

## 3 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自主的、主体的に企画及び実施する公益性の高い事業
- (2) 区が推進する事業と整合性がある事業又は区の課題解決に資する事業
- (3) 実施場所が鶴見花月園公園の大原っぱ（下図のとおり）であり、公園内行為許可を受けた事業



※ 補助対象事業は、年度を通じて1団体あたり1件限りです。

※ 公園周辺道路は現在工事中のため、事業の規模や内容についてはご相談ください。

### 3 補助対象事業（続き）

前述の要件に関わらず、次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
- (3) 同一の企画内容で鶴見区又は横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある事業  
※ 鶴見区社会福祉協議会など本市以外の団体から補助を受ける事業については、審査に際して補助対象外事業としたり、補助金交付決定に際して交付額を減額することがあります。
- (4) 会員相互の親睦や交流のみを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業

### 4 補助金額

上限3万円（補助対象経費の10分の9以内）

※ 補助金額の算定にあたっては、1千円未満の額の端数は切捨てとします。

※ 補助金は、交付決定を受けた年度内の使用に限ります。次年度に繰り越すことはできません。

### 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。

この表にない経費については、補助対象経費に該当するかを審査し決定します。なお、交際費、慶弔費、懇親会費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外です。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	事業実施に必要な事務用品、消耗品の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、事業に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
3 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
4 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
5 その他、補助対象事業の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの		家賃、光熱水費、直接人件費

#### ※ 補助対象経費の注意点

事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。

## 6 申請方法

申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、**書類提出の前に、まずは鶴見区役所地域力推進担当へご相談ください。**ご相談のうえ、補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

### (1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）又はこれに代わる書類（事業名、目的、内容、利用範囲、使用する機材、スケジュールが記載されたもの）
- ウ 収支予算書（第3号様式）
- エ 団体概要書（第4号様式）
- オ 公園内行為許可書の写し
- カ その他区長が必要と認める書類

※ 提出書類の様式データは、区ホームページに掲載しています。



[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/genki/kagetsuenho\\_jyokin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/genki/kagetsuenho_jyokin.html)

### (2) 申請受付期間

**令和4年4月1日（金）から令和4年度予算上限に達するまで（土日祝日は除く）**

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

### (3) 提出場所

事前にご連絡のうえ、鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当（区庁舎5階3番窓口）へ直接持参してご提出ください（原則、郵送での書類提出は受け付けておりません）。

## 7 審査基準

事業内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項目	説明
事業の目的	区が推進する事業と整合性がある事業や区の課題解決に資する事業
事業の公共性	参加するにあたり、特別な条件等を必要とせず、参加の機会が平等にある事業
事業の計画性	事業を実施するための経費が適切であり、計画通りに実現が可能なか
事業の実施能力	事業を実施するうえで必要な人材は揃っているか
事業の手法	事業を実施するうえで工夫やアイデアはあるか

## 8 交付決定後のスケジュール

### (1) 交付・不交付の決定

交付申請書を受理したのち、審査を行い、交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

### (2) 事業実績報告

事業終了後に活動実績について、報告書類を提出していただきます。

### (3) 補助金交付

報告書類を提出し、補助金額が確定しましたら、「補助金交付請求書」を提出していただきます。適正な請求書を受けた日から30日以内に、補助金を交付します。

## 9 補助対象事業の公表

提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。